

ふらっと広場トライアル・サウンディング実施要領

1 募集の目的

ふらっと広場は、歩行者がどこからでも出入りできる「まちにひらかれた」場所であるとともに、市内外の人々の交流の拠点や多様な賑わい創出の場所として整備されました。

当広場について効果的な活用の方法を模索するため社会実験としてふらっと広場の使用を希望する民間事業者等を広く募集し、一定期間、無料で、実際に使用していただく「トライアル・サウンディング」を実施します。

この実施結果を踏まえ、本格的な利活用に向けた使用条件等の設定検討を行い、身近で親しみやすく賑わいある交流の場所とすることを目指します。

〈トライアル・サウンディングとは〉

公共空間（公園・道路・河川・公共施設等）の暫定使用を希望する民間事業者等から提案を募集し、一定期間、実際に使用してもらう制度です。

暫定使用后、課題をフィードバックし公共空間等の今後の活用方針に活かしていくため、市は公共空間に対する市場性やニーズ等を、また、民間事業者等は、使い勝手、採算性、使用条件などを確認することができる社会実験としての取組みです。

2 対象エリア

ふらっと広場、本庁舎ピロティ（以下「広場等」という。）

別添「別図」参照

3 サウンディング実施期間及び対象時間

（1）サウンディング実施期間

令和6年8月1日（木）～令和8年3月31日（火）

※年末年始を除く

（2）対象時間

8時～21時（準備・片付けを含む）

連続で使用する場合は最長3日までとします。

4 使用料

免除・・・トライアル・サウンディングのため無償とします。

ただし、事業実施にあたり必要となる一切の費用は全て申請者の負担とします。

5 申込資格・申込方法等

(1) 申込資格

次のすべての要件に該当すること

- ①事業を主体的かつ円滑に遂行できる能力を備えた法人、任意の団体、個人であること。
- ②地方自治法施行令第167条の4のいずれにも該当しない者であること。
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある者でないこと。
- ④平川市に納付すべき税の納付義務を有する者にあつては、応募時においてこれらの滞納がないこと。
- ⑤宗教活動又は政治活動を目的としている者でないこと。

(2) 申込方法

次の書類を平川市財政部財政課管財係まで窓口又はメールで提出してください。

- ①行政財産使用許可申請書
- ②事業計画書
- ③実績報告書（実施後10日以内に提出）

提出先 平川市財政部財政課管財係の窓口又はメールで提出
メールアドレス・・・kanzai@city.hirakawa.lg.jp

申込期限 利用希望日の2週間前まで
※土日祝日、年末年始を除く

6 使用条件及び禁止行為

(1) 使用条件

- ①広場等は事業計画書に記載の用途のために使用し、その他の用途に供さないでください。
- ②トライアル・サウンディングの目的に資するイベント・事業内容とし、かつ市の財政負担を伴わない実施内容としてください。

(2) 禁止行為

- ①公の秩序又は善良な風俗を害する行為
- ②広場等を汚損し、又は損傷させる行為

- ③他の利用者に著しい支障を及ぼす行為
- ④市の承諾なしに車両を乗り入れ、停留する行為
- ⑤火災や爆発、その他危険を生じさせる行為
- ⑥騒音、大声、煙や臭気を発する行為
- ⑦政治団体、宗教団体等による集会等の行為
- ⑧本庁舎ピロティで火気を使用する行為
- ⑨その他、広場等の管理に支障がある行為

7 使用許可の取り消し

次に該当した場合には、使用許可を取り消しする場合があります。

- (1) 申請とは異なる使用をした場合
- (2) 使用条件を遵守しない場合
- (3) 災害等の発生のおそれがある場合
- (4) 市によって公用又は公共用に供するために必要が生じた場合
- (5) その他市長が認めた場合